

前橋市力丸工業団地西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について（議案第46号）

建築指導課

1 制定の理由

力丸工業団地西地区における適正かつ合理的な土地利用を図ることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築物に関する制限を定める。

2 主な内容

(1) 建築物の制限

面積	約7.8ヘクタール
用途地域	工業専用地域
建築物の用途の制限 (建築してはならないもの)	ア カラオケボックスその他これに類するもの イ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ウ 公衆浴場 エ 診療所、保育所その他これらに類するもの（就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものを除く。） オ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの カ 自動車教習所 キ 騒音規制法に規定する特定施設（空気圧縮機及び送風機を除く。）を設置する工場 ク 振動規制法に規定する特定施設（圧縮機を除く。）を設置する工場 ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。）

(2) 公益上必要な建築物の特例

公益上必要な建築物であって、前橋市建築審査会の同意を得て市長が許可したものは、この条例の規定を適用しない。

(3) 罰則

この条例の規定に違反した建築物の建築主等は、10万円以下の罰金に処する。

3 施行期日

令和8年4月1日